

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		事故時の措置命令
根拠条例・規則名		ダイオキシン類対策特別措置法
条 項		第 2 3 条 第 3 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 ( 電話 : 048-829-1330 )
処 分 基 準	基 準 ( 未設定の場 合はその理 由 )	<p>事故現場における事業者の対応又は措置の内容に次の懸念がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の人々の健康を保護する上で不十分又は不適切と認められるとき</li> <li>・事故の拡大、再発又は被害の拡大を防止するために不十分又は不適切と認められるとき</li> </ul>
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		